

長崎県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する
条例

令和 2 年 8 月 2 1 日 条例第 5 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 1 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除く外、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例 は、公布の日から施行する。